

- 那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則

平成25年3月29日

規則第55号

改正 平成29年3月31日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項(政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し(以下「資格書面等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の期間等)

第2条 政令第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項に規定する規則で定める期間は、当該外部監査契約の期間とする。

- 2 資格書面等を閲覧に供する日及び時間は、前項の期間のうち那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(閲覧場所)

第3条 資格書面等を閲覧に供する場所は、企画財務部企画調整課とする。

(閲覧の申請)

第4条 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面閲覧申請書(様式)を市長に提出しなければならない。

(閲覧上の注意)

第5条 資格書面等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、資格書面等を係員に指示された場所において閲覧しなければならない、その場所から持ち出してはならない。

- 2 閲覧者は、資格書面等を丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資格書面等の閲覧を停止し、

又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日規則第9号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式(第4条関係)

外部監査人資格書面閲覧申請書		
年 月 日		
那覇市長 宛		
住 所		
申請者		
氏 名		
外部監査人の資格を証する書面の閲覧をしたいので、那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則第4条の規定により申請します。		